

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について（意見募集）

1 趣旨

司法試験第一次試験（以下「第一次試験」といいます。）は、司法試験第二次試験（以下「第二次試験」といいます。）を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定するために行われるものですが、「学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目学習を終わった者」等については、その能力の証明が得られているものとして第一次試験を免除されています。

一方、近年における大学・大学院入学資格の弾力化や規制改革の推進等を踏まえ、法務大臣は、司法試験を実施する司法試験委員会に対し、第一次試験の具体的免除要件を定めている「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」（昭和50年司法試験管理委員会規則第1号）の改正について諮問を行いました。

このたび、これに対する同委員会の意見が取りまとめられましたので、これを公表して、広く国民の皆様からのご意見を募集します。

2 改正内容

第一次試験免除要件の弾力化を図るため、新たに次の要件を満たす者について、同試験を免除します。

司法試験委員会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、受験しようとする年の3月31日までに22歳に達しているもの

3 参考事項

司法試験委員会による個別の受験資格審査については、年齢と同様に、受験しようとする年の3月31日までの証明等の得られている学習歴等について、同委員会があらかじめ定めて公表する手続等により、申請のあった個々人について、次の指針に基づいて行うことを予定しています。

学校教育法に定める短期大学の卒業等により大学編入学資格を有する者で、更に短期大学等における履修科目の種類、内容等の学習歴を考慮して、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者

大学編入学資格を有しない専修学校若しくは各種学校の修了者又はその他の国内外の教育施設の修了者等で、それらの教育施設における学習歴等を考慮して、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者